

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等
 に対して提出された意見及び総務省の考え方
 （令和 8 年 8 月 26 日～ 9 月 24 日）

No.	御意見の概要	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
開票区の変更や開票立会人についての御意見			
1	<ul style="list-style-type: none"> 投票直前の開票区の変更及び開票立会人の選任について、対象となる災害等を例示するとともに、その理由や決定日時、開票立会人の選任方法、選任過程及び開票経過を記録し公表すること及び急な変更を理由に立会いや政治的中立性が損なわれないよう具体的な基準を設けることを求める。また、事後的に検証できる仕組みを求める。 投票直前に開票区が変更になった場合であっても、適切に開票作業の立会が行われることを求める。 開票立会人の選定に当たっては、公平な選定を行うことを求める。 開票区の変更がなされた場合には、その理由及び変更した旨が確実に有権者に届くよう、周知方法について十分な検討を求める。 投票期日直前の開票区の新設や変更は避けるべきである。 開票立会人への罰則を強化すべきである。 <p>【個人】ほか同旨 4,500 件</p>	<p>日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 73 号）において、国民投票の期日前 2 日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合について、国民投票の期日前 2 日又は国民投票前日に新たに開票区を設けた場合は市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を国民投票の期日の期日以後に設けたときは開票管理者において、開票立会人を選任しなければならない旨の改正が行われたところです。</p> <p>本改正は、これを受け、概要に記載のとおり、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 15 号）の内容を反映するものであり、国民投票の期日前 2 日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合の開票立会人の選任ルールを設けるものです。</p> <p>本改正を行うことによって、荒天等のために投票後の投票箱を送致できない離島に急遽開票区を設ける場合等にも、開票作業の立会いが適切に行われるための環境を整備することができるものと考えております。</p> <p>なお、同令と同様、従前の開票区において開票立会人となるべき者として届け出られた者を原則として新しく設けられた開票区における開票立会人として選任すること、同一の政党等に属する者が 3 人以上ある場合には、くじで 2 人以下に定めること等、各政党</p>	無

		<p>等間の公平性に留意した選任ルールを設けることとしております。</p> <p>周知について、分割開票区又は合同開票区を設けた場合には、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならないこととされております（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年法律第 51 号。以下「憲法改正手続法」という。）第 7 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「公選法」という。）第 18 条第 3 項）。公選法の運用において新たに開票区を設ける場合においては、その理由についても周知している例もあると承知しており、憲法改正手続法の運用に当たっても、各都道府県の選挙管理委員会において適切に運用いただくべきものと考えております。</p> <p>選任された開票立会人の氏名や選任方法、開票の結果等については、開票録に記録されることとなります。</p> <p>その他の点については、御意見として承ります。</p>	
指定投票区の指定の特例についての御意見			
2	<ul style="list-style-type: none"> 不在者投票等における投票用紙の管理において、特例や送致方法の見直しによる管理経路の不明確化、確認不十分化が懸念されるため、管理経路の明確化、各段階での記録保存、管理変更時の本人確認・監査・検証体制強化、具体的な安全対策の事前開示を求める。 不在者投票に関する「その他避けることのできない事故」の具体的な要件を明確にするべきである。 指定投票区の特例を適用する際には、確実に投票者へ変更が知らされる仕組みを構築すること。 選挙管理委員会による投票区の指定において、基準やプロセスが適正かつ明確に運用されるよう、運用の透明性確保に配慮を求める。 天災その他避けることのできない事故により不在者投票ができ 	<p>本改正は、概要に記載のとおり、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 15 号）の内容を反映するものであり、天災その他避けることのできない事故により、投票人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に不在者投票を送致できない場合には、投票人名簿登録地の市町村の選挙管理委員会が指定した投票区の投票管理者へ送致することができることとするものです。</p> <p>上述のとおり、不在者投票の送致の経路については、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成 22 年政令第 135 号。以下「憲法改正手続法施行令」という。）上、明確に規定されています。また、投票の送致を行う市町村の選挙管理委員会は、不在者投票事務処理簿を備え、委員長の受理年月日、投票管理者</p>	無

	<p>ない場合、その地区の票は全て反対票として集計すべき。</p> <p>【個人】 ほか同旨 550 件</p>	<p>への送致年月日等を記載した上で、当該不在者投票事務処理簿に基づいて、その概略を記載した調書を関係のある投票管理者に送致しなければならないこととされています（憲法改正手続法施行令第 89 条）。</p> <p>「その他避けることができない事故」とは、投票人が属する投票区の投票管理者（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者）に不在者投票を送致できない状況を引き起こす天災以外の避けることができない事故が想定されています。</p> <p>また、指定投票区の指定等を行う場合は、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示するものとされています（憲法改正手続法施行令第 36 条）。</p> <p>その他の点については、御意見として承ります。</p>	
投票管理者の交替制についての御意見			
3	<ul style="list-style-type: none"> 投票管理者等を交替する場合には、投票事務の連続性及び適正性を確保するため、交替時刻、投票箱等の管理状況及び引継ぎ事項を記録するとともに、投票の公平性及び透明性を担保するために、研修や引継ぎ方法及び責任の所在等を具体的に定めて説明すべきである。 投票管理者の交替制導入は負担軽減に資するため、賛成する。 責任の所在が曖昧になり、投票所運営の整合性やトラブル発生時の対応に不備が生じるリスクがあるため反対する。 管理体制への支障を防ぐため、交替回数の上限に関する規定を設けることを求める。 <p>【個人】 ほか同旨 2,900 件</p>	<p>本改正は、概要に記載のとおり、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 15 号）の内容を反映するものであり、投票管理者について交替制を可能とするための規定の整備を行うものです。</p> <p>同令における改正は、投票管理者の適任者の確保に懸念が生じてきていたことから、投票管理者の交替制を認めるよう要望がなされていたことを踏まえたものです。</p> <p>投票録には、従来より、投票の状況等を記録する欄があるほか、選挙の場合と同様、投票管理者を交替する場合には、投票録に投票管理者が職務を行った時間を明記するよう日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正することとしています。また、選挙の場合と同様に、交替時に引継ぎに係る書類を作成し、投票録に添付することで適切な引継ぎを担保し、さらに、投票管理者の事前の研修・教育による十分な職務の理解を図ることを求めるほか、投票管理者の責任の所在を明確にするため、国民投票当日に職務に従事する時間について、選挙の場合と同様に告示す</p>	無

		ることとしております。 その他の点については、御意見として承ります。	
国民投票事務関係者の住所告示についての意見又は反対			
4	<ul style="list-style-type: none"> 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者等）の住所の一部のみを告示することは、有権者による身元確認や中立性の検証を不可能にし、手続の透明性を著しく低下させるため反対し、国民投票の正当性を担保するため、関係者の情報は原則通り全開示すべきである。 選挙事務関係者の住所の一部告示について、個人の安全やプライバシーを保護する必要性は理解するが、国民による監視可能性を損なわないよう、「告示に支障があると認める場合」の具体的な要件を明確化し、判断の恣意性を防ぐための記録・検証手段の確保を求める。 住所告示を一部省略した場合に同姓同名の方がいる場合の確認について、懸念がある。 住所の一部告示で済ませようとする場合、なぜ全部の告示によって支障をきたすのか、また一部の告示で足りるとする判断に至った具体的な経緯や理由を国民に向けて明らかにするべきである。 選挙事務関係者の住所の一部告示に関して、虚偽の住所を認めず、日本の選挙に参加できる資格がある人物かを厳格に審査し、承認制とすべきである。 <p>【個人】ほか同旨 798 件</p>	<p>本改正は、概要に記載のとおり、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 172 号）の内容を反映するものであり、選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、国民投票長若しくは国民投票分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う氏名、住所等の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとするものです。</p> <p>同令における改正は、投票管理者等において、住所のすべてを告示することで、住居が特定され、プライバシーを侵害するおそれがあり、そのような事案への不安から投票管理者の選任を断られるケースが増えてきていたことから、令和 3 年の地方分権改革に関する提案等において、住所の全部の告示に代えて住所の一部の告示に代えることができるよう提案がなされていたことを踏まえたものです。</p> <p>「支障があると認めるとき」とは、例えば、住所の全部を告示することにより、選挙事務関係者の安全やプライバシーが不当に侵害されるおそれがあるときや、選挙事務関係者が住所の全部の告示に不安や懸念を感じており、住所の全部を告示することが事務の円滑な執行の妨げとなるときが想定されております。</p> <p>市区町村の選挙管理委員会に対しては、選挙事務関係者の住所の一部のみを告示する場合であっても、従前どおり、選挙事務関係者の住所の全部を適切に把握すべきこと等を周知することとしています。</p> <p>一方で、住所の全部の告示によって支障をきたす具体的な理由を明らかにすることは、上述の趣旨を踏まえれば、適切ではないと考えております。</p> <p>なお、住所告示の対象となる国民投票事務関係者</p>	無

		<p>は、国民投票の投票権を有する者から選任しなければならないこととされているところです(憲法改正手続法第 48 条等)。</p> <p>その他の点については、御意見として承ります。</p>	
職務代理者の要件緩和についての意見			
5	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者には、院長やその従業員など関係者である医師による恣意的な投票行動を防止するため、病院との利害関係のない第三者を選任し、通常の投票所と同様に第三者による監督を行うべきである。 ・病院の不在者投票管理者の職務代理者となる人の要件緩和に当たり、責任の所在を明確にするとともに、代理者となる資格・選任基準を明記し、必要な研修について明確化する必要がある。 ・憲法改正国民投票という極めて重要な手続について、従来の医師、歯科医師以外の広範な者に不在者投票管理者の職務を担わせることに断固として反対する。 ・病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者となる者の要件緩和については、不正投票の増加につながる懸念があるため、実施すべきではないと考える。 ・病院における不在者投票において、投票は本人の意思に基づき行われるべきであり、家族や医師以外の者が関与することで本人の意思に沿わない投票がなされる可能性を排除すべきである。 <p>【個人】ほか同旨 1, 282 件</p>	<p>本改正は、概要に記載のとおり、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 172 号）の内容を反映するものであり、介護老人保健施設や介護医療院の施設長（院長）に医師等以外の者がなり得ることを踏まえ、病院の不在者投票管理者（院長）の職務代理者に医師等以外の者もなることができるようにするものです。</p> <p>不在者投票管理者は、当該施設内の不在者投票を適切に管理するため、施設内に相当の設備を設けるなど施設内での一定の権限が必要であるため、院長である不在者投票管理者の職務代理者は、院長としての職務を代理すべき者である必要があるところです。</p> <p>同令及び今般の改正は、院長が不在者投票管理者となる場合には、院長としての職務を代理すべき者を不在者投票管理者の職務代理者とする従来の基準を維持するものであり、不在者投票管理者の職務を「広範な者」に行わせるものではなく、御指摘のような懸念は当たらないものと考えています。</p> <p>なお、病院における不在者投票の際には、国民投票の投票権を有する者を立ち合わせなければならないこととされており（憲法改正手続法施行令第 72 条第 3 項において準用する第 70 条第 3 項）、加えて、不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています（憲法改正手続法第 61 条第 10 項）。</p> <p>その他の点については、御意見として承ります。</p>	無
期日前投票宣誓書に係る申立て内容の見直しについての意見			

6	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票・不在者投票における宣誓内容を簡略化する場合、従来確認していた具体的な事由を不要とする理由、およびそれによって不正利用の防止・発見能力が低下しないと判断した根拠を明確にすべきである。 ・期日前投票、不在者投票の宣誓書を包括化することについては、投票人の利便性は高まるものの、虚偽の事由による投票の事後検証が困難になるおそれがあり、一度限りの重大な意思決定である国民投票において不正防止のための仕組みを簡素化することには慎重であるべきと考える。 ・期日前投票の宣誓簡素化を導入するならば、セキュリティ上の補完策として、投票所における本人確認を厳格に徹底することを求める。 ・期日前投票及び不在者投票の事由該当性の宣誓の包括化は投票環境改善に資するが、事由の実質的な確認機能が形骸化するおそれがあるため、濫用防止の観点から必要に応じた事後的な確認・検証の仕組みを併せて整備することを求める。 ・期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立て内容の見直しに賛成する。 <p>【個人】ほか同旨 711 件</p>	<p>本改正は、概要に記載のとおり、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第 387 号）の内容を反映するものであり、期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の包括的な宣誓のみで足りることとするものです。</p> <p>同令における改正は、令和４年の地方分権改革に関する提案において、期日前投票の際の選挙人の負担軽減及び投票所の混雑軽減のため、宣誓書における選択事由を廃止するよう提案がされたことを踏まえたものです。</p> <p>期日前投票においては、当日の投票所においての投票と同様に、投票人名簿又はその抄本と対照を経なければ投票ができず（憲法改正手続法第 55 条第 2 項）、また、不在者投票においても、投票用紙の請求の際には、市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票人名簿又はその抄本との対照等を行い（憲法改正手続法施行令第 67 条等）、その上で、投票管理者又は開票管理者により受理不受理の決定がなされることとなります（憲法改正手続法施行令第 91 条及び第 114 条）。これらの手続は、従来から、期日前投票又は不在者投票の宣誓事由がいずれであるかに関わらず行うこととされていたものであり、今般の改正後においても、これらの手続について変わりはありません。</p> <p>その他の点については、御意見として承ります。</p>	無
投票に関する書類等の保存期間見直しについての意見			
7	<ul style="list-style-type: none"> ・国民投票に関する資料の保存期間の見直しについて、事務合理化のみを理由として期間を短縮することには慎重であるべきであり、後日の投票手続や集計過程の検証可能性を確保するため、必要な資料を相当期間保存することを求める。 ・「投票に関する書類等の保存に係る事務を合理化する」ことについて、保存の対象となる書類、保存期間、保存方法等の現行制度との比較を含め、具体的に何をどのように変更するのかを明確にすること。 	<p>本改正は、概要に記載のとおり、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第 387 号）の内容を反映するものであり、投票に関する書類等の保存に係る事務を合理化するものです。</p> <p>同令における改正は、令和元年の地方分権改革に関する提案において、未使用の投票用紙について、市町村において広い保存スペースの確保などに多額の費用が生じていることから、保存期間を選挙の効力の確</p>	無

	<ul style="list-style-type: none"> 投票関係書類の保存事務の「合理化」においては、将来的な異議申立てや司法手続、事後検証を可能とする十分な記録が確実に保存されることを明確にすべきである。 事務の合理化の際に生成 AI ツールを用いることに反対する。 自治体の保管負担軽減と結果の検証性担保のため、計数された投票用紙や開票関係書類について、高精度スキャン等による電子データ（PDF 等）での保管を可能とする規定の整備を求める。 投票関係書類の保存合理化については、不正を隠蔽するために書類や情報が処分される可能性があり、その防止策を講じる必要がある。 <p>【個人】ほか同旨 7,360 件</p>	<p>定までの期間とするよう提案がされたことを踏まえたものです。</p> <p>同令においては、未使用の投票用紙については、選挙が適正に行われたことの間接的な証拠となるに過ぎないことから、従来は選挙の期日から当該選挙に係る議員又は長の任期間までとされていた保存期間について、原則として選挙又は当選の効力の確定まで（訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日まで）の間としたものであり、本改正においても、従来は訴訟が係属しなくなった日又は国民投票の期日から 5 年を経過した日のうちいずれか遅い日までとされていた未使用の投票用紙の保存期間について、同様に、保存期間を国民投票の効力の確定まで（訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日まで）の期間とすることとしております。このため、改正後についても、国民投票が適切に行われたかの事後検証が可能なように、保存するよう規定されているところです。なお、その他の投票に関する書類等については、従来同様の保存期間（国民投票の効力の確定又は国民投票の期日から 5 年を経過した日のうちいずれか遅い日まで）です。なお、本改正において、生成 AI ツールを用いることとするわけではありません。</p> <p>また、投票に係る書類等の電子データでの保存については、保存された書類の真正性の確認等について課題があるものと考えております。</p> <p>その他の点については、御意見として承ります。</p>	
在外投票人の記載事項変更時における交付方法の見直しについての意見			
8	<ul style="list-style-type: none"> 交付方法の見直しについて、在外投票人の利便性向上につながるため賛成するが、在外投票人証の交付方法見直しにおける、データ印刷・交付に伴う不正利用、不正アクセス、情報流出への具体的な対策等を提示すること。 在外投票人証データの送受信・印刷に関するログを保存し、交 	<p>本改正は、概要に記載のとおり、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 11 号）の内容を反映させるものであり、在外投票人への在外投票人証の交付について、市町村選管から送付された在外投票人証データを在外公館において印刷して交付す</p>	無

	<p>付の適正性を後日検証できる仕組みを設けるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> データ通信時の改ざんリスク、選管側のデータ誤送付、在外公館での二重交付・誤発行といった深刻な不祥事を誘発する危険性があるため、反対する。 在外選挙人証の交付方法変更における在外公館での印刷・交付について、本人確認や誤交付防止措置に関する具体的な説明の追加を求める。 在外選挙人証の記載事項変更時等における交付方法の見直しに関して、関係省庁の連携不足や、天災・人為的事情による在外公館の通信環境悪化など、選挙人に起因しない事由により在外邦人が投票できない、または極端に限定された日程での投票を強いられることがないよう、関連する要綱等を明文化し、対策を講じるべきである。 <p>【個人】ほか同旨 200 件</p>	<p>ることで、領事官を経由する方法により行うこととするものです。</p> <p>当該データの送受信については、一定のセキュリティ水準を満たす回線を利用し、また、適切なパスワードを設定することにより、不正アクセスや誤送付等に対策しているところです。また、交付の際には、領事官において適切に本人確認が行われます。</p> <p>その他の点については、御意見として承ります。</p>	
在外投票人名簿登録申請書等の送付方法及び在外投票人名簿に登録しなかった場合の通知方法の見直しについての意見			
9	<ul style="list-style-type: none"> 在外投票人名簿の登録申請書等の送付において、外務大臣を経由するプロセスを廃止し、在外公館から市町村選挙管理委員会へ直接送付する方式に改めることは、手続きの迅速化と引き換えに中間確認機能を失わせ、票及び選挙人情報の管理における確実性を損なうおそれがある。 電子データを直接送付する場合に、個人情報の誤送信、漏えい、不正アクセスその他のリスクが高まらないよう、具体的な安全管理措置を明確にし、データ漏洩時等における責任の所在等を明確にすること。 在外投票人名簿の登録申請書等について、在外公館から外務大臣を経由せず市町村選挙管理委員会へ直接送付する仕組みに変更する理由を明示するよう求める。 在外投票人名簿の登録申請における送付方法の見直しによって、海外在住者の登録手続や投票機会に不利益が生じないよう、申請書の到達確認、本人確認、登録までの期間について十 	<p>本改正は、概要に記載のとおり、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 11 号）の内容を反映させるものであり、在外公館に提出された在外投票人名簿登録申請書等について、在外公館から電子化したデータを送付する場合及び在外投票人名簿に登録しなかった場合等の通知を行う場合について、外務大臣を経由しないこととするものです。</p> <p>従来、外務大臣を経由していたのは、外務大臣において中間確認を行うためではなく、外交行のうを利用することにより、確実・迅速な書面のやり取りを担保するためであったところ、本改正により、一定のセキュリティ水準を満たす回線を利用して送付を行う場合に、外務大臣の経由が不要となることで、申請手続等の迅速化・合理化が可能となります。ただし、申請書等を電子データにより提出することについては、在外投票人がその意思を有しない場合も想定されるため、選挙の場合と同様、書面による申請又は届出も引</p>	無

	<p>分な保障を設けるべきである。</p> <p>【個人】 ほか同旨 1,328 件</p>	<p>き続き可能とし、この場合は、従来通り外務大臣を経由して送付することとしています。</p> <p>なお、本改正は、在外公館からの投票用紙の移送に関するものではありません。</p> <p>その他の点については、御意見として承ります。</p>	
在外投票書類の電子化に関する意見			
10	<ul style="list-style-type: none"> ・在外投票書類の電子化については、通信の暗号化等のセキュリティを確保した上で、送信履歴等を保存し、第三者による事後的な検証を可能にすべきであり、問題発生時の対応についても明確にすることを求める。 ・在外投票書類の電子化については、機密保持のためにインターネット接続を制限し、抜本的なバックアップとして紙媒体での保存も併せて行うべきである。 <p>【個人】 ほか同旨 3,729 件</p>	<p>電子データのやり取りの際には、一定のセキュリティ水準を満たす回線を利用することとしています。</p> <p>その他の点については、御意見として承ります。</p>	無
投票作業の透明性確保に関する意見			
11	<ul style="list-style-type: none"> ・開票プロセスの透明性の確保のため、開票作業のオンライン中継、1 票ずつ手作業での開票及び第三者による立会いを求める。 ・開票作業について事後的に確認ができるよう、開票記録の保存を求める。 ・投票作業の適切な運営のため、担当者の増員と、過度な少人数運営を避けるための最低配置人数の設定を求める。 <p>【個人】 ほか同旨 2,271 件</p>	御意見として承ります。	無
公告・インターネット上の有料広告、生成 AI を用いた画像等を利用した情報発信等の規制に関する意見			
12	<ul style="list-style-type: none"> ・国民投票におけるインターネットや SNS を用いた広告を規制するとともに、資金力による情報格差が生じないよう、広告主・資金提供者・広告費等の透明性確保や投票直前の実効性のある規制を設けるべきである。 ・生成 AI を用いた偽誤情報への対策を求める。 	御意見として承ります。	無

	【個人】ほか同旨 2,355 件		
本人確認に関する意見			
13	<ul style="list-style-type: none"> ・二重投票等の不正を防ぐため、投票所における本人確認について、身分証明書等を用いて厳格に行うことを求める。 <p>【個人】ほか同旨 301 件</p>	御意見として承ります。	無
最低投票率に関する意見			
14	<ul style="list-style-type: none"> ・国民投票の有効性を担保するため、最低投票率等を設けることを求める。 <p>【個人】ほか同旨 2,302 件</p>	御意見として承ります。	無
災害時における国民投票の実施に関する意見			
15	<ul style="list-style-type: none"> ・災害によって国民の投票機会が損なわれないよう、予め災害時における投票方法を定めること又は投票期間の延長等の措置を求める。 <p>【個人】ほか同旨 792 件</p>	御意見として承ります。	無
国民投票制度の透明性に関する意見			
16	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法という国の最高法規に関わる国民投票の手続においては、拙速な変更や利便性のみを追求した簡素化は避けるべきであり、極めて慎重かつ不正の余地を排除した厳格な手続きを維持すべきである。 ・国民投票は民主主義の根幹であり、運営の公平性・中立性・透明性を確保するためには、事務運営の質を客観的に評価する指標が不可欠である。 <p>【個人】ほか同旨 9,742 件</p>	御意見として承ります。	無
パブリックコメント実施についての意見			
17	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に対し、具体的な安全対策と改正前後の違いを分かりやすく公表すべきである。 ・国民投票に関するパブリックコメントの募集が、メディア等を通じて国民全体に広く周知されていないことに対し、不信感を抱いている。 	本パブリックコメントは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条の規定に基づき、公示の日から起算して 30 日以上意見提出期間を確保等した上で実施したものであり、同条に照らして適切に実施されたものと考えております。また、公示日の前日に報道発表を行い、総務省 HP にもその旨を掲載することによ	無

	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの募集期間が短い。 ・十分な説明と検証体制が整わないまま本改正政令等を施行することに反対する。 ・パブリックコメント対象外の意見も提出したい。 <p>【個人】ほか同旨 6,469 件</p>	<p>り、適切に周知を図っているものです。 その他の点については、御意見として承ります。</p>	
その他の御意見			
18	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法の改正手続に関する法律第 147 条に基づく政令への委任は最小限にとどめるべきである。 	御意見として承ります。	無
19	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット投票の導入は、公平性やセキュリティの観点から導入するべきではない。 ・インターネット投票の導入を求める。 	御意見として承ります。	無
20	<ul style="list-style-type: none"> ・本政令等の施行により、地方公共団体に追加の負担が生じることが予想されるため、その体制についての議論が必要である。 ・地方公共団体の準備状況を確認し、準備が不足している団体への支援体制の構築を求める。 ・国民投票に関する事務は国が責任を持って行い、市町村職員の事務負担を軽減するべきである。 	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、本改正は地方分権改革に関する提案に基づく改正を含むものであり、地方公共団体の負担軽減にも資するものであると考えていますが、地方公共団体の体制整備については、適切に対応して参ります。</p>	無
21	<ul style="list-style-type: none"> ・国民投票の投票用紙は、改正する条文ごとに〇×式の投票とし、有権者の意向をきめ細やかに問う形にすることを求める。 ・投票用紙への記入はボールペンで行うべきである。 ・無効票を減らすために、投票用紙の様式の工夫や、記載方法を周知することを義務付けるべきである。 	御意見として承ります。	無
22	<ul style="list-style-type: none"> ・国民投票における投票義務化と、未投票者に対する罰則を導入するべきである。 	御意見として承ります。	無
23	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の常識、倫理観、一般論が多様化する現代において、憲法を国家の柱としつつも、柔軟に改憲できる仕組みづくりが重要であると認識している。 	御意見として承ります。	無
24	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な多数人買収や利害誘導に関する罪の構成要件を明確化 	御意見として承ります。	無

	すべきである。		
25	・公務員・教育者の国民投票運動制限に関して、「地位利用」の範囲が曖昧であるため、表現の自由や政治活動の自由を不当に萎縮させる恐れがある。	御意見として承ります。	無
26	・改正案の内容検討に当たって、専門家の意見を求めるべきである。	<p>本改正については、投票環境の向上方策等に関する研究会報告（平成 30 年 8 月）に基づく内容を含むものであり、専門家の意見も踏まえた改正内容となっております。</p> <p>また、今回の改正内容については、地方分権改革に関する提案に基づく改正を含むものであり、選挙事務を実際に実施している地方公共団体の意見を踏まえて実施しております。</p>	無

【意見提出 17,737 件】

1 つの意見が複数の事項に触れている場合には重複してカウントしているため、事項ごとの件数の合計と意見提出件数の合計は一致しません。また、とりまとめの都合上、いただいた御意見は整理又は要約をさせていただいております。